

令和元年度 第4回 帯広市都市計画審議会 議事概要

日 時：令和2年1月30日（木曜日）午後1時30分～午後3時10分

場 所：帯広市役所 10階第6会議室

出席委員：（都市計画審議会委員13名）

仙北谷会長、國枝副会長、稲葉委員、岩崎委員、大林委員、川向委員、神田委員、
今野委員、関口委員、長沢委員、中谷委員、新妻委員、西本委員

事務局：和田都市建設部長、山名都市建設部企画調整監、

（都市計画課）大橋都市計画課長、池田担当課長、奥秋係長、涌井主査、
中鉢主任、佐藤主任、阿部係員

報道者等：報道関係者 2名

配布資料：会議次第、議題の概要（資料1）、「報告事項 ア 第2次帯広市都市計画マスタープラン策定に関する報告」関連（資料2-1～3）、「諮問事項 ア 帯広圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」関連（資料3-1～4）、「諮問事項 イ 帯広圏都市計画区域区分の変更」関連（資料4-1～2）、「付議事項 ア～ウ 帯広圏都市計画用途地域、地区計画、下水道の変更」関連（資料5）

1 開会

○出席確認

事務局より、13名の委員が出席していることから、審議会が成立していることが報告されました。

2 都市建設部長挨拶

本日は、大変お忙しいところ、ご出席を頂きまして、ありがとうございます。

丁度昨夜、雪が20センチ程降りまして、本格的な冬シーズンということで、初めて今回、市街地も含めて本格的な除雪に入ったところでございます。

都市計画審議会に直接かかわることではありませんけれども、皆さんの暮らしを守っていく視点で、一緒になって考えていくべきことだなどと思っております。

今後とも、除雪につきましては我々も精一杯頑張りますし、市民の皆さんあるいは業者の方と、色々協力させて頂きながら進めさせて頂きたいと考えているところでございます。

さて、本日の議案でございますけれども、お手元に配布のとおり報告事項1件、諮問・付議事項5件を予定しているところでございます。

報告事項といたしましては、昨年開催いたしました、第3回の審議会におきましてご報告させて頂きました、第2次帯広市都市計画マスタープランの原案に関しまして、パブリックコメント及び北海道との協議を行った結果について、ご報告をさせて頂くものでございます。

次に、諮問・付議事項といたしましては、北海道が定めます、都市計画の総合的な方針であります「帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の帯広市分に関する変更原案などについて、ご審議を頂くものでございます。

「第2次都市計画マスタープラン」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」につきましては、10年、20年先を見据えた都市計画の基本方針を定める重要な案件となっております。

帯広市といたしましては、この度策定いたしますこれらの計画に基づきまして、必要に応じて土地利用の見直しやインフラ等の都市施設の整備・保全や都市環境の充実などに加えまして、昨今、日本各地で多発しております自然災害などを見据えながら、都市防災の観点も踏まえつつ、市民の皆さんと一体となって住みよいまちづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

こうした考えのもと、都市計画審議会から付託を受けておりました専門部会の皆様に、去る1月14日に市民の皆様と意見交換会を行って頂くなど、第2次都市計画マスタープラン策定後の取り組みにつきまして、引き続き検討を頂いているところです。

委員の皆様には、引き続き幅広い識見から、ご意見を賜りますようお願い申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

3 会長及挨拶

○会長挨拶

皆さん、お疲れ様でございます。

一言ご挨拶申し上げたいと思います。

今日1講目に授業がありまして、食の安全に関わる講義があり、BSEの話をしました。

イギリスで初めてBSEの牛が見つかったのが1986年なんですね。

その後、感染した牛がどんどん見つかって、92年には年間2万数千頭の牛が見つかって、焼却処分ということがありました。

大変なパニックだったのですが、96年に今度は人に感染するということがあり、またパニックがあり、大変な出来事だったんです。

その間、日本では幸いにして発生が確認されていなかったのですが、2001年に初めて見つかって、これはまた大変なパニックになりました。

80年代終わりから90年代というのは、日本はバブルの頃でした。

もう、とても浮かれていた時期だったわけです。

ヨーロッパでBSE発生した時に正に対岸の火事で、ヨーロッパ諸国から日本でもBSEが生じることを見越し、準備すべきであるとか、検査に対する協力の申し出などの助言があったのですが、日本は独自に全頭検査したんですよ。

やはり、経済の調子がいい時にどれだけ冷静になってリスクに対して準備できるか、というのが非常に重要なのだろうと改めて考えております。

今の若い学生が生まれる前の話なので、学生にも繰り返し伝えて、そういう大変なことが起こった時にちゃんと対応できるようなことを準備しないといけないという意味で授業をしたわけです。

十勝・帯広に置き換えて考えてみますと、農業が地域を牽引して比較的周りよりは経済が順調だと言われたりしますが、仮にそうだとすると、そういう時だからこそ将来に向けて、例えば農作を含めたことだとか、都市計画のまちづくりに関することを考えたりとか、十分に準備しておかなければならない、というふうなことも改めて感じているところです。

そういったところにつきましては、皆様十分ご了解いただいていると思いますけども、将来に向けた議論を多面的に深めていくことが重要なのだろうと感じています。

今日もよろしくお願いたします。

4 諮問・付議書交付

和田都市建設部長より仙北谷会長に諮問・付議書が交付されました。

5 議題

(1) 報告事項ア「第2次帯広市都市計画マスタープラン策定に関する報告」

上記事項について、帯広市から第2次帯広市都市計画マスタープランに関し、原案からの変更点、パブリックコメント意見募集の結果などについて報告が行われました。

6 議題

(2) 諮問事項ア「帯広圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」

○諮問事項に係わる審議

上記事項について審議が行われ、異議なく承認されました。
事務局からの説明及び委員からの主な意見・質問は以下のとおりです。

(事務局からの説明)

【事務局】

「諮問事項 ア 帯広圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきまして、説明させていただきます。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、通称「整開保」と呼んでおり、この整開保につきましては、都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域ごとに都道府県が定める都市計画の総合的な方針であります。

帯広圏につきましては、帯広市、音更町、芽室町、幕別町の1市3町で構成される圏域であります。

整開保では、都市計画法におきまして3つの事項を定めることとされております。

1つ目が「都市計画の目標」でございます。

この中では目標とする年次や都市づくりの基本理念が定められております。

2つ目が「区域区分の決定の有無および区域区分を定める方針」でございます。

区域区分とは、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するものであります。

3つ目が「主要な都市計画の決定の方針」でございます。

この中では、住宅地や工業・商業地などの土地利用や、道路・下水道などの都市施設のほか、市街地開発事業、自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針が定められております。

都市計画法におきましては、都市計画区域に定める都市計画は整開保に即することとされております。

このため、各市町村が策定する都市計画マスタープランは整開保に即したものであり、都市計画決定は整開保や市町村マスタープランに即したものでなければなりません。

先程説明いたしましたとおり、整開保は北海道が定めることとなっております。

今回の変更にあたりまして、北海道より変更の考え方が示されておりまして、道内の他圏域においても同様に変更することとなっております。

まず1つ目ですが、「新たな視点の追加」でございます。

国が示す都市計画運用指針や、北海道の「都市計画の基本的な考え方」につきましては、現在の整開保が策定されたあとに改定されたものです。

これらの改定を踏まえまして、現整開保の基本理念において示されております、「安全で暮らしやすい」、「資源循環が進んだ効率的な都市構造」、「誰もが安心して心豊かに住み続けられる」、「コンパクトなまちづくり」を継続するほか、今回新たに「都市の防災性の向上」が追記されるものです。

次に「基準年と目標年の変更」でございます。

現整開保におきましては、基準年を平成17年、目標年を平成32年としておりましたが、今回の変更では、基準年を平成27年、目標年を令和12年とし、人口や産業規模について、この基準年と目標年で推計されるものでございます。

なお、人口は国立社会保障・人口問題研究所の推計値を参考にして、都市計画区域内や市街化

区域等の人口が推計されております。

また、工業出荷額や卸小売販売額等の産業規模につきましては、過去の実績をもとに推計されております。

次に「各方針に係る表現の統一化と精査」でございます。

現整開保におきましては、道内の圏域ごとで異なる表現となっていたものを、方針内容に影響が無い範囲で、文章表現の統一化や精査を図ることとされました。

以上が、今回の変更にあたりまして、北海道から示されている基本的な考え方でございます。

これより、変更の概要につきまして説明させていただきます。

まず、基本的事項にあります、都市計画区域の面積についてでございます。

区域自体に変更はございませんが、近年の測量精度の向上に伴う数値誤差の修正により、帯広圏および構成市町の都市計画区域の面積が変更されております。

なお、都市計画区域の面積の変更につきましては、帯広圏だけではなく、道内全ての圏域において同様の修正が行われます。

「都市づくりの基本理念」の変更点でございますが、帯広市の第7期総合計画などと整合を図ったうえで、「変更の基本的な考え方」のところでも説明いたしましたとおり、「新たな視点の追加」ということで、「都市の防災性の向上」を追加したほか、表現統一による文言の修正が行われております。

次に「区域区分の有無」でございます。

帯広圏では人口は若干の減少傾向にありますが、十勝圏の中核都市として人口や産業の規模は依然と大きい状況にありますことから、現整開保と同様、引き続き区域区分を定めることとされております。

「区域区分の方針」の変更点でございます。

資料の中の表は、「都市計画区域内人口」、「市街化区域内人口」、「工業出荷額」、「卸小売販売額」につきまして、基準年である平成27年、目標年である令和12年の人口や金額を、帯広圏全体とこの内数であります、帯広市の値を記載したものでございます。

「区域区分の方針」の中にあります、市街化区域面積に関する変更でございます。

市街化区域面積につきましては、現整開保策定後の平成30年に帯広市において工業用地として約28ha市街化区域を拡大しておりますので、そのため市街化区域面積が増加しております。

また、この次の議題であります「諮問事項 イ」の中で詳細を説明させていただきますが、区域の境界にしておりました地形等の変更に伴う市街化区域の変更につきましては、面積が微小であるため、これによる数値の変更はございません。

次に「土地利用」の主要な都市計画の決定の方針でございます。

主要用途の配置の方針につきましては、現整開保の方針を継続することとしておりまして、自然環境や人にやさしく、持続可能でコンパクトなまちづくり等を目指し、住宅地や商業業務地、工業・流通業務地の各用途を配置することとしております。

次に「土地利用」に関する方針でございます。

「市街地の土地利用の方針」のうち、帯広市の中心市街地につきましては、現整開保の方針を継続することとされております。

また、市街化区域につきましては、今後の人口や土地利用の動向を踏まえたうえで、医療・福祉・商業などの都市機能を適切に配置するとともに、低未利用地等の有効活用および高度利用を進め、地域の特性に応じた暮らしやすい居住環境の形成を図ることなどが新たにまとめられております。

次に、「災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針」につきまして、整開保の表現統一により、既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画などに基づき、災害の防止に努めることを追記されております。

次に、「都市施設の整備」に関する主要な都市計画の決定の方針でございます。

まず、都市施設のうち、交通施設に関する方針でございますが、現整開保におきましては、都市構造の転換に向けて対応すべき社会情勢の変化としまして、人口減少や少子高齢化の進行を挙げておりましたが、今回の見直しにあたりまして、北海道開発局と協議した際に、社会情勢の変化に頻発化・激甚化する自然災害の発生も含めるべきという意見がありましたことから、新たに追加されたものでございます。

これらの社会情勢の変化に対応した都市構造への転換にむけて、誰もが安全・安心で使いやすい施設の充実や、移動手段の多様化を進めるとともに、既存ストックの有効活用や長期未着手となっている都市計画道路の見直しを進め、効率的な整備を図ることとされております。

公共交通につきましては、各自治体で策定する「地域公共交通網形成計画」と連携を図るものという北海道の方針がありますことから、「帯広市地域公共交通網形成計画」と連携し、公共交通の利便性を高め、効率的な公共交通網の形成に努めることとされております。

また、整開保の表現統一により、帯広空港を含めた広域交通の利便性向上と円滑な交通ネットワーク形成についての記載が追加されております。

都市施設のうち、「下水道・河川」に関する整備の方針でございますが、整開保の表現統一により、近年における気候変動による河川氾濫や浸水被害のリスクに対しての整備方針等について追記されております。

「市街地開発事業」に関する主要な都市計画の決定の方針でございますが、JR 帯広駅周辺を中心市街地に関する記載につきましては、表現精査により修正されております。

「自然的環境」に関する主要な都市計画の決定の方針でございますが、表現統一による修正としまして、現整開保において示されております、公園緑地の整備や自然環境の保全に加え、今回新たに長寿命化対策に関する記載を追加されております。

(委員からの主な意見・質疑)

【委員】

帯広市の都市計画区域について、愛国や川西など南側ほどのあたりまで含まれているかを教えて頂きたい。

【事務局】

愛国ですと10号、川西は12号、八千代線は零号のあたりまでが都市計画区域となります。

【委員】

人口推計について国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の数値を目標にするというお話でしたが、帯広市の総合計画では、市の人口ビジョンの目標をベースとしております。

上位計画との整合性をとる必要はないのでしょうか。

【事務局】

都市計画運用指針では、社人研の推計を採用すべきとの記載があり、北海道においてもこれを推奨し、全道の自治体で統一を図って進めていくこととしております。

【委員】

十勝・帯広という単位で考えると、将来、十勝管内の人口は帯広圏に今よりも更に集積することが予想されます。

このことについて、何か整開保では考えられているのでしょうか。

【事務局】

帯広圏という都市圏の範囲については、現在および将来の都市活動に必要な土地や施設が、相当程度充足出来る範囲を、実態上1つの都市として整備、開発及び保全する必要がある区域として、北海道が決めているところです。

行政区域、圏域を超えた十勝全体となりますと、都市計画を定めていない自治体もありますので、なかなか説明できないところもあります。

【委員】

コンパクトなまちづくりと言われてから10数年経っていますが、何をもってコンパクトと言うのでしょうか。

【事務局】

帯広市で言いますと、小さくしていくということではなく、既にコンパクトなまちが出来上がっているのを、引き続き保全していくことを考えております。

基本的には市街化区域を拡大していくのではなく、既存のストックを有効活用していく考え方はです。

【委員】

都市計画道路の見直しという話がありましたが、これはいつ頃を想定しているのでしょうか。

【事務局】

都市計画道路につきましては、将来のまちを予想して幹線道路の計画及び市街地の発展を意識した整備を進めていくべきであると考えております。

今後、都市交通マスタープランを策定し、その際に行う交通量の調査等を踏まえたうえで、見直しの必要性についても議論をしていきたいと思っております。

【委員】

住宅地に便利施設や福祉施設が乱立する可能性について、どのような視点で検討しながら許可をしていくのか、考えがあればお伺いします。

【事務局】

今後の高齢化社会、地域の実情を踏まえながら、各分野計画と調整をとり、都市計画の考え方に沿った中で、必要な公共施設、設備の検討を行っていきたくと思っております。

これまでとは異なる、柔軟な考え方が必要であると思っております。

7 議題

(2) 諮問事項イ「帯広圏都市計画区域区分の変更」

○諮問事項に係わる審議

上記事項について審議が行われ、異議なく承認されました。

事務局からの説明及び委員からの主な意見・質問は以下のとおりです。

(事務局からの説明)

【事務局】

それでは、「諮問事項 イ 帯広圏都市計画区域区分の変更」につきまして、説明させていただきます。

区域区分とは、都市計画区域につきまして、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めるものでございます。

市街化区域とは、既に市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域でありまして、市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域となっております。

この区域区分は、都市計画法第7条において、必要があるときは区域区分を定めることができるとされております。

区域区分を定めるかどうかの判断につきましては、「諮問事項 ア」の中でも説明させて頂きましたとおり、整開保の中で判断することとなっております。

帯広圏におきましては、「諮問事項 ア」の中で説明させて頂きましたとおり、十勝圏の中核都市として人口や産業の規模は依然と大きい状況にあることから区域区分を定めることとなっております。

市街化区域の規模の設定は、人口や産業規模などの将来の見通しを踏まえまして、目標年次までに、市街地として見込まれる面積を「人口フレーム」および「産業フレーム」として具体の土地に割り付ける「フレーム方式」を基本としており、定時見直しは、「国勢調査」などを反映させた「都市計画基礎調査」の結果を踏まえて行なわれております。

「区域区分の変更について」でございますが、区域区分の変更は、市街化区域の変更を「定時見直し時」に行われるものと、定時見直し時以外で「随時見直し」で行われるものがございます。

市街化区域への編入につきましては、将来、人口や産業などが拡大する見通しではあるものの、定時見直しの時点で都市的土地利用の状況が整っていないような場合があります。

このような場合におきましては、定時見直しの際には市街化区域への編入を行わずに保留しておき、その後、都市的土地利用が確実となった段階で「保留を解除」し、市街化区域編入するものでございまして、これが「随時見直し」と呼ばれるものです。

保留解除につきましては、2つのパターンがございまして、計画的な市街地の整備の実施が見込まれ、位置、面積など区域が特定されているものを「特定保留」、区域を特定していないものを「一般保留」と呼んでおります。

この「特定保留」「一般保留」どちらにつきましても、都市的土地利用が確実となった段階で、市街化区域に編入することとされております。

次に「区域区分変更の基本的な考え方」でございます。

区域区分の決定権者につきましては、整開保と同様、北海道となっております。変更にあたりましては、北海道より基本的な考え方が示されております。

これまで説明してきましたとおり、平成27年の国勢調査、都市計画基礎調査の結果を基に、令和12年を目標年に見直すこととされております。

また、市街化区域規模の設定にあたりましては、目標年における人口および産業を適切に収容しうる規模とすることとされておりますが、人口が減少している都市等においては、基本的に市街化区域を拡大しないこととされております。

この他、現在の市街化区域が道路中心や河川区域界等の地形地物等を区域界としていた場合で、道路や河川区域界が変更されていた場合などにおいては、計画的な市街地形成にならない範囲において変更することとされております。

次に「区域区分の変更内容」でございます。

まず、「人口フレームの変更」でございます。

先ほどの、整開保の変更でも説明いたしましたが、人口推計にあたりましては、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計値を参考に、都市計画区域内の人口、市街化区域内の人口が算出されております。

基準年の平成27年と比較しまして、目標年の令和12年におきましては、人口の減少が見込まれており、今回の区域区分の変更では、人口や産業の動向に起因する市街化区域の変更は行わないこととされております。

次に「地形地物等の精査による変更」でございます。

先程、説明しました「基本的な考え方」に従いまして、区域界の変更の有無を確認した結果、帯広圏のうち帯広市のみが、この「地形地物等の精査による変更」が必要となりました。

市街化区域の拡大・縮小する箇所は、それぞれ3箇所ずつございまして、差し引きしますと、市街化区域が0.06ha拡大されるものでございます。

ただし、整開保の市街化区域面積のところでも説明しましたとおり、面積が微小であることから、このことに起因する市街化区域面積の数値の変更はございません。

最後に、「整開保」「区域区分」の今後の変更スケジュールでございますが、本日の都市計画審議会開催後、2月中旬に帯広圏から北海道に対して案の申し出を行います。

その後、2月17日～3月17日の期間に、整開保のみではございますが、パブリックコメントを実施することとなっております。

その後、「整開保」「区域区分」に関する公聴会を4月21日に開催する予定となっておりますが、パブリックコメントの期間中に公聴会の公述希望者を募集し、希望者がいない場合につきましては開催しないこととなっております。

その後、5月下旬に北海道都市計画審議会、7月下旬～8月上旬にかけて案の縦覧を行う予定でございます。

案の縦覧後、北海道より帯広圏に対しまして、意見聴取が来る予定となっておりますので、8月中旬に帯広市都市計画審議会を開催し、8月下旬頃に北海道に対して市の意見を提出する予定となっております。

なお、案の縦覧におきまして特に意見等が無く、市の原案のとおり変更案となった場合につきましては、同じ内容を再度審議することとなりますので、帯広市都市計画審議会の運営規則に則り、書面での審議とさせていただきますと考えております。

意見提出後は、9月上旬の北海道都市計画審議会を経まして、10月下旬頃に決定告示される予定となっております。

(委員からの主な意見・質疑)

【委員】

12ページの変更箇所の面積について、0.15haと0.2haの表記がありますが、どちらが正しいのでしょうか。

【事務局】

都市計画変更に必要な図書といたしましては、0.2haが正しいものです。申し訳ございませんが、修正をお願いいたします。

8 議題

(3) 付議事項ア～ウ「帯広圏都市計画用途地域、地区計画、下水道の変更」

○付議事項に係わる審議

上記事項について審議が行われ、異議なく承認されました。

事務局からの説明は以下のとおりです。

協議案件に係わる委員からの質問・意見などはありませんでした。

(事務局からの説明)

【事務局】

それでは、「付議事項 ア～ウ 帯広圏都市計画用途地域、地区計画、下水道」の変更につきまして、説明させていただきます。

「議題の概要」でございますが、先程「諮問事項 イ 帯広圏都市計画区域区分の変更」で説明させていただきました、区域区分を変更する6箇所におきまして、関連する都市計画であります「用途地域」「地区計画」「下水道」を変更するものでございます。

「用途地域」および「下水道」につきましては全ての箇所、また、「地区計画」につきましては「No.1」のみ変更する必要があります。

今後の変更スケジュールにつきましては、本日の都市計画審議会開催後、2月中旬～3月上旬にかけて地区計画の原案縦覧を行います。

北海道との事前協議につきましては、「用途地域」と「下水道」が2月中旬、「地区計画」が3月中旬を予定しております。公告・案の縦覧につきましては、7月下旬～8月上旬に行う予定でございます。

その後、8月中旬に帯広市都市計画審議会を開催する予定となっておりますが、案の縦覧におきまして特に意見等が無く、市の原案のとおり変更案となった場合につきましては、同じ内容を再度審議することとなりますので、帯広市都市計画審議会の運営規則に則り、書面での審議とさせていただきますと考えております。

その後、8月下旬に北海道と本協議を行いまして、10月下旬頃に決定告示となる予定となっております。

9 閉 会

【事務局】

今後の審議会の予定でございますが、本日の諮問事項2件、付議事項3件につきましては7月下旬～8月上旬頃の縦覧を予定しており、その結果を踏まえまして、8月中旬頃の開催を予定しております。

縦覧において、意見の提出が無かった場合につきましては、申し合わせ事項に基づきまして、書面での審議を予定しておりますので、よろしくお願い致します。

【会 長】

それでは、これもちまして本日の審議会を閉会いたします。

委員の皆様、本日は大変ご苦勞様でした。